

介護サービス提供等により事故が発生した場合の京都市への報告について

1 報告すべき事故の範囲

(1) 事故の種類

ア 利用者の死亡

- (ア) 介護サービス等の提供により利用者が死亡した場合
- (イ) 利用者の死亡原因に疑義がある場合

イ 利用者の怪我等

怪我等とは、介護サービス等の提供により発生した骨折、火傷、創傷、誤嚥、異食、誤与薬等のうち、入院又は医療機関での治療を要するものをいう。(ただし、軽微な治療で済むため、管理者が報告の必要を認めないものは除く。)

ウ 利用者の保有する財物の損壊、滅失

エ 従業員の法令違反により利用者の処遇に影響を及ぼすもの

オ 利用者の感染症又は食中毒

感染症又は食中毒とは、発生を予防し、蔓延の防止を図る必要のある感染症、結核、疥癬、食中毒をいう。

カ その他、管理者が報告を必要と判断したもの

(2) 事故の原因

事業者の過失の有無を問わない。

(3) 事故発生時間帯

ア サービス提供中の事故

イ 利用者が介護保険施設又は介護保険事業所等内に所在中の事故

ウ 送迎中の事故

エ 通院付添い中の事故

2 報告事項

感染症又は食中毒以外	感染症又は食中毒
(1) 提出年月日	(1) 報告年月日
(2) 事故状況	(2) 事業所の概要
(3) 事業所の概要	ア 法人の名称
ア 法人の名称	イ 事業所番号、事業所の名称、所在地及び電話番号
イ 事業所の名称、事業所番号、所在地及び電話番号	ウ 報告者の職名及び氏名
(4) 対象者	(3) 発生時の状況
ア 氏名、性別、年齢、住所、被保険者番号	ア 疾患名
イ 要介護状態区分等、日常生活自立度	イ 発症者数
(5) 事故の概要	ウ 最初に患者が発生した日
ア 事故が発生した日時及び場所	エ 主な症状
イ 事故の種別	(4) 終息の状況
ウ 事故発生の状況、内容の詳細	ア 最後に患者が発生した日
(6) 事故発生時の対応	イ 発症者数(実数)
ア 発生時の対応	ウ 死亡者の有無、氏名等
イ 受診方法、受診先、診断名、診断内容等	エ 今後の改善策
(7) 事故発生後の状況	
ア 利用者の状況	
イ 家族等への報告、連絡した関係機関等	
(8) 事故の原因分析	
(9) 再発防止策	

3 報告先

＜介護保険サービスに係るものの場合＞

- (1) 利用者が本市の被保険者である場合は、当該被保険者が住所を有する行政区の区役所・支所保健福祉センター健康長寿推進課に報告すること。
- (2) 利用者が本市以外の被保険者である場合は、当該保険者に対し、当該保険者が定めるところにより報告するとともに、本市保健福祉局保健福祉部監査指導課に報告を行うこと。（本市以外の保険者に提出した事故報告書の写しの郵送で可）
- (3) 感染症が発生した場合には、保健福祉局保健福祉部監査指導課に報告するとともに、各区役所・支所保健福祉センター健康長寿推進課に報告すること。ただし、各区役所・支所保健福祉センター健康長寿推進課への報告は、1～4類感染症の場合を除く。
- (4) 食中毒が発生した場合には、保健福祉局保健福祉部監査指導課に報告するとともに、医療衛生センターに報告すること。
- (5) (1)～(4)のほか、利用者の家族及び居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者に対し、速やかに連絡すること。

＜有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅に係るもの場合(※)＞

- (1) 保健福祉局保健福祉部監査指導課に報告すること。
- (2) 感染症が発生した場合には、保健福祉局保健福祉部監査指導課に報告するとともに、各区役所・支所保健福祉センター健康長寿推進課に報告すること。ただし、各区役所・支所保健福祉センター健康長寿推進課への報告は、1～4類感染症の場合を除く。
- (3) 食中毒が発生した場合には、保健福祉局保健福祉部監査指導課に報告するとともに、医療衛生センターに報告すること。
- (4) (1)～(3)のほか、利用者の家族及び居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者（介護保険サービスを利用している場合）に対し、速やかに連絡すること。

※ ただし、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合であって、利用者がそれらのサービスの提供を受けている場合については、上記の＜介護保険サービスに係るもの場合＞に沿って報告すること。

4 報告の方法

- (1) 報告は、別記「事故報告書」によること。感染症又は食中毒が発生した場合は、「事故報告書（感染症又は食中毒）」によること。ただし、既に事業者において必要項目が網羅された様式を作成している場合は、当該様式を使用して差し支えない。
- (2) 事故の発生を知った日から10日以内に報告すること。（感染症又は食中毒が発生した場合は、報告基準に達してから10日以内に報告すること。）ただし、一回の報告により完結しないときは、次の要領によるものとする。
 - ア 第一報として、事故の発生を知った日から10日以内に記入可能な項目について、(1)に定めるところにより報告する。
 - イ 第一報で報告できなかった項目について、報告が可能となったときには、第二報として遅滞なく(1)に定めるところにより報告する。
 - ウ 事故処理が長期化する場合は、適宜、途中経過を報告するとともに、事故処理が完了した時点で、最終報告を行う。
- (3) 緊急性の高いものについては、京都市に対し速やかに電話により報告するとともに、その後に事故報告書を提出すること。
- (4) 感染症又は食中毒が発生したときは、原則として、発生時及び終息時（医療衛生推進室医療衛生企画課から終息したと認められたとき）の2回、報告を行い、必要に応じて途中経過を報告すること。また、関連法に届出義務が定められている場合は、これに従うこと。

5 京都市の対応

事故に係る状況を把握するとともに、必要に応じ介護保険事業者等に対し助言を行う。

6 実施日

令和6年4月1日以降の事故については、本通知に基づき処理すること。

7 参 考 (根拠規程)

- (1) 京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
- (2) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号)第37条(訪問入浴介護以下のサービスにおいて準用)
- (3) 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第38号)第27条
- (4) 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第39号)第35条
- (5) 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第40号)第36条
- (6) 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成30年1月18日厚生労働省令第5号)第40条
- (7) 健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第41号)第34条
- (8) 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第34号)第38条(認知症対応型通所介護以下のサービスにおいて準用)、第155条
- (9) 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第35号)第35条(介護予防訪問入浴介護以下のサービスにおいて準用)
- (10) 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第36号)第37条(介護予防小規模多機能型居宅介護以下のサービスにおいて準用)
- (11) 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第37号)第26条
- (12) 京都市介護型ヘルプサービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する要綱(平成29年4月1日施行)
- (13) 京都市生活支援型ヘルプサービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する要綱(平成29年4月1日施行)
- (14) 京都市支え合い型ヘルプサービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する要綱(平成29年4月1日施行)
- (15) 京都市介護予防型デイサービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する要綱(平成29年4月1日施行)
- (16) 京都市短時間型デイサービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する要綱(平成29年4月1日施行)
- (17) 京都市短期集中運動型デイサービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する要綱(平成29年4月1日施行)
- (18) 京都市第1号介護予防支援事業実施要綱(平成29年4月1日施行)
- (19) 京都市有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅設置運営基準指針(平成24年4月1日施行)